

令和4年1月18日

関係者各位

社会福祉法人白之会

施設長 鈴木 稔

まん延防止等重点措置期間中の面会方法変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の長崎県内における新型コロナウイルス感染の拡大およびまん延防止等重点措置が要請されたことを受け、1/19(水)より一時的に面会方法をビデオ面会のみに変更しますのでお知らせいたします。

ビデオ面会は、①ご自宅から または ②みぎわほ一むに来所して のいずれの方法でもご利用いただけます。(可能な限り①をお願いいたします)

1/19(水)以降、まん延防止等重点措置期間中は上記の対応とさせていただきます。感染状況等により期間が延長される場合もございますので、あらかじめご了承ください。

面会をご予約されていた皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、電話 095-826-1165 までお問い合わせください。

社会福祉法人白之会 面会制限レベル

感染段階の目安と県外在住の方のご面会について見直しを行いました。

前提条件

- ① 面会者に発熱などの体調不良なし
- ② 高校生以上
- ③ 過去2週間以内に以下の地域への移動なし
「海外」、「緊急事態宣言地域（独自のものを含む）」、「まん延防止等重点措置地域」、
「感染拡大地域（人口10万人当りの直近1週間の新規感染者数が15人以上）」
- ④ 面会者の同居人も①③なし

【面会時の決まり】

- ① マスクの着用 ② 前後の手指消毒 ③ お互いの距離を1m以上離す
- ④ 飲食禁止 ⑤ 換気により空気が流れができていないこと

ご協力をお願いいたします

【制限レベル】

制限 レベル	県内の感染段階	予約	面会人数	場所	時間	1日の 面会件数
1	県の感染段階 レベル0～1	要	2名まで	地域交流ひろば	15分以内	2件まで
2	県の感染段階 レベル2	要	1名まで	地域交流ひろば	15分以内	2件まで
3	県の感染段階 レベル3以上または 緊急事態宣言やまん延防止等が発令	要	オンライン		15分以内	2件まで
4	施設内に感染者が発生	面会中止				

※県の感染段階は長崎県のホームページに掲載されています

【県外在住の方の面会条件】 ※12月13日～

上記の「前提条件」に加え、①②を満たす方はご面会可能です。

- ① 居住地が以下の地域に該当しない。
「海外」、「緊急事態宣言（都道府県独自のものを含む）」、「まん延防止等重点措置」、
「感染拡大地域（人口10万人当りの直近1週間の新規感染者数が15人以上）」
- ② ワクチン接種証明（2回接種）を提示

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。（電話 095-826-1165）